

環廃対発第 110715001 号
平成 23 年 7 月 15 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百十五号。以下「改正令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第十五号。以下「改正省令」という。）については、平成二十三年七月八日に公布され、同日に施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、これらの事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期されたい。なお、貴管内の市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

記

第一 改正の趣旨

東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生した。これらの災害廃棄物は、現場から搬出され、仮置場に搬入されているところである。この中には、平時や通常の災害時であれば事業活動に伴って生じた産業廃棄物として排出事業者により処理されるものも混在しているが、市町村は必要と認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができることとされていることもあり、このような混合状態の廃棄物を市町村が一括して処理している事例もある。このように、震災により生じた災害廃棄物の処理は、その量、質ともに、平時において市町村が行っている、日常生活に伴って生じたごみやし尿、事業系一般廃棄物の処理とは全く異なるものとなっている。

また、被災地の市町村の中には、震災により甚大な被害を受け、災害廃棄物の処理体制を十分に確保できない市町村も存在しているところである。

このような困難な状況において、災害廃棄物の迅速な処理を推進していくため、震災により甚大な被害を受けた市町村が、震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を委託する場合において、通常は禁止されている一般廃棄物の処理の再委託を可能とする等の特例措置を設け、災害廃棄物の処理に係る市町村の事務負

担を軽減することとしたものである。

第二 改正の内容

1 特例措置の対象となる場合

特例措置の対象となるのは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である市町村が東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理（環境省令で定めるものに限る。以下同じ。）を市町村以外の者に委託する場合に限られる（改正令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「新令」という。）附則第四条）。

ここで、「東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理」とは、地震や津波により倒壊した建物の残骸や津波により大破した自動車・船舶等、地震や津波を直接的原因として発生した一般廃棄物の処理に限られず、原子力発電所の事故の影響により出荷停止となった後腐敗し廃棄物となった農産物等の、東日本大震災を原因として間接的に発生した一般廃棄物の処理が含まれるものである。また、平時における処理体制を活用することにより対応が可能と考えられる、避難地における避難住民の日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の処理については、改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）附則第三項において、特例の対象外としている。なお、避難住民以外の住民の日常生活に伴って生じたごみやし尿、平時においても排出されると考えられる事業系一般廃棄物の処理については、「東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理」に該当しないことから、新規則で定められるまでもなく、特例の対象外となる。

特定被災地方公共団体である市町村から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理に係る事務の委託を受けた県が、当該処理を市町村以外の者に委託する場合においても、同法第二百五十二条の十六の規定により、同様に、特例措置の対象となる。

2 特例措置の期限

特例措置の期限は、平成二十六年三月三十一日とした（新令附則第四条）。これは、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成二十三年五月十六日環境省）に掲げられた災害廃棄物の処理のスケジュールを踏まえたものである。この期限を過ぎた後は、特定被災地方公共団体である市町村が東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を委託する場合であっても、特例措置の対象とならないので、留意されたい。

3 特例の内容

- (1) 通常の場合、市町村は、自ら受託業務を実施する者に対してのみ、一般廃棄物の処理を委託することができることとされているところ、特例として、環境省令で定める基準（以下「再委託基準」という。）に従って他人に委託して受託業務を実施する者に対しても、処理を委託することができることとした（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する新令第四条第三号）。
- (2) 再委託基準としては、以下の事項を規定した（新規則附則第四項）。

- ① 受託者が市町村からの受託業務を委託する者（以下「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
- イ) 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第七条第五項第四号イからヌまで（いわゆる欠格要件）のいずれにも該当しないこと。
 - ハ) 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- ニ) 市町村と当該受託者との間の委託契約（以下「一次委託契約」という。）に係る契約書（以下「一次委託契約書」という。）に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託しようとする者として記載されていること。
- ② 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ③ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

法第七条第一項又は第六項の許可を受けて一般廃棄物処理業を営んでいる者、法第十四条第一項又は第六項の許可を受けて産業廃棄物処理業を営んでいる者及び法第十四条の四第一項又は第六項の許可を受けて特別管理産業廃棄物処理業を営んでいる者は、通常、①イ及びロの基準を満たしているものと考えられることから、市町村が受託者及び再受託者のこれらの基準の適合性を審査する場合に、これらの許可に係る有効な許可証を提出させることで、審査を簡略化することが可能であると考えられる。また、市町村が受託者及び再受託者のこれらの基準の適合性を審査する場合に、環境省が提供する廃棄物処理業者に関する情報等を活用することも考えられる。

①ハの基準により、再受託者が、受託業務をさらに他人に委託すること（再々委託）は禁止されている。

①ニの基準は、一次委託契約書において、再受託者となることが想定され

る者を全て記載することにより、市町村が再受託者を確実に把握することを旨とするものである。

受託者が再受託者に対し受託業務を再委託した後、当該再受託者が①イ又はロの基準に適合しなくなった場合、受託者が一次委託契約書に記載されていない者に受託業務の再委託を行った場合、再受託者が受託者から委託を受けた業務の再々委託を行った場合等は、受託者は再委託基準に違反し、新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第三号に規定する者に該当しないこととなる。受託者が再委託基準に違反している場合、市町村は、一般廃棄物の処理について総括的な責任を有する者として、当該受託者に対し、再委託基準に従うよう適切に指導等を行うとともに、指導等の後も改善が見られない場合には、新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第八号の規定に従い定められた一次委託契約に係る契約解除条項により、一次委託契約を解除するなど、厳正に対処されたい。

なお、法第十八条第一項及び第十九条第一項に基づき、市町村長は、一般廃棄物の処理を業として行う者（法第七条第一項又は第六項の許可を受けた者のみならず、事実として一般廃棄物の処理を業として行う者を含む。）その他の関係者に対し、法的強制力を伴う報告徴収・立入検査を行うことができることとされているので、受託者及び再受託者に指導等を行う場合には、これらの規定を積極的に活用し情報収集を図られたい。

- (3) 受託者が受託業務を他人に再委託して実施することが想定されている場合、当該受託者は、受託業務のうち再受託者に対し再委託しようとする部分については、それを遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有することを要しない（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第一号）。この場合、再受託者は、再委託基準に基づき、受託者から再委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有することが必要となる。

また、受託者は、受託業務を他人に再委託して実施することが想定されている場合であっても、受託業務のうち再委託しようとする部分も含め、受託業務全体の実施に関し相当の経験の有することが必要となる（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第一号）。この場合の「相当の経験」については、例えば、受託業務に係る廃棄物と類似の性状を有する廃棄物の処理を自ら又は他人に委託して適正に実施した経験等があれば足りる。また、受託者が法人の場合、役員、従業員等で実際に受託業務に携わる者に相当の経験の有する者があれば足り、法人として受託業務と類似する業務を行った経験があること等は必ずしも要しない。

- (4) 通常の場合、市町村が、一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の作成（処分又は再生の場所及び方法の決定等）を委託することは禁止されているが、特例として、当該計画の作成を委託することができることとした。また、

この場合、市町村が一般廃棄物の処理について総括的な責任を有することにかんがみ、市町村は、当該計画に係る一般廃棄物の処理の開始前に、受託者により作成された計画の内容が環境省令で定める基準に適合するものであることを確認することとした（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第四号）。

環境省令で定める基準としては、当該計画に係る一般廃棄物の適正な処理が確保される内容であることを定めており、この基準に適合するかどうかは、当該計画に係る一般廃棄物の種類及び量、処分場所及び方法等を勘案し、適切に判断されたい。

- (5) 受託者が受託業務を他人に再委託して実施することが想定されている場合において、受託業務に係る一般廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、市町村は、受託者のみならず再受託者の氏名又は名称等についても、当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し通知することが必要となる（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第九号イ）。
- (6) 受託業務に係る一般廃棄物が特別管理一般廃棄物である場合、新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条に規定する基準に加え、新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条の三に規定する基準についても遵守する必要がある。

この場合においては、受託者及び再受託者の受託業務に直接従事する者は、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であることが必要となる（新令第四条の三第一号）。

また、受託業務のうち再受託者に再委託される部分に係る特別管理一般廃棄物については、受託者ではなく、再受託者が、当該特別管理一般廃棄物が飛散等した場合における応急措置を講ずることができる者であることが必要となる（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条の三第二号）。

さらに、一次委託契約には、受託者が新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第一号から第三号までに規定する基準に適合しなくなった場合に加え、再受託者が新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条の三第一号又は第二号に規定する基準に適合しなくなった場合についても、一次委託契約を解除することができる旨の条項が含まれることが必要となる（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条の三第三号）。

- (7) 今回の特例の有効期限である平成二十六年三月三十一日までの間、特定被災地方公共団体である市町村から東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処理を業として行う者については、法第七条第一項又は第六項の一般廃棄物処理業の許

可を受けることを要しないこととした。ただし、当該者が（２）①イからニまでの基準に適合しない場合には、許可が不要の者とはならない。

4 その他

- (1) 受託者が受託業務を再委託する場合でも、当該受託者は、①再受託者が3（２）①イからニまでの基準に適合することを確認し、これらの基準に適合しない場合には、当該再受託者との契約を解除する、②再受託者が再委託を受けた業務を適正に実施していることを管理・監督する、等の業務を行うことが基本である。これらの業務を含めた全ての業務を再委託することを想定している者に対し業務を委託することは適当ではないと考えられる。
- (2) 今回の震災による被災等の状況にかんがみ、特例措置を活用する場合においても、災害廃棄物の処理の迅速性が確保される範囲内において、被災地の廃棄物処理業者等の積極的活用について、特段の御配慮をいただきたい。